

ワシントン条約(CITES)第17回締約国会議(CoP17)での決議により、ペットとして取引されているいくつかの両生爬虫類が、新たに国際取引を規制されることになりました。これらはもともと生息域が限定的で生息数が少なく、欧米でペットとして注目されたたちまち絶滅の危機にさらされてしまいました。そしてこれらの希少な両生爬虫類をインターネットで検索すると日本でも販売されていることがわかります。そのいくつかをご紹介します。

#### ◎ キノボリアリゲータートカゲ

日本でアプロニアという名で販売されているキノボリアリゲータートカゲ属全種が輸出国の許可が必要な附属書IIに掲載され、そのうち5種は国際商取引禁止の附属書Iに掲載されました。キノボリアリゲータートカゲ属は29種おり、19種(うち17種が固有種)がメキシコに、9種(うち8種が固有種)がゲテマラに、2種(うち1種が固有種)がホンジュラスに、そして1種がエルサルバドルに分布しています。繁殖率が低く、それぞれの種の生息域が限られ、生息地の森林破壊が進み、国際的なペット需要があるため生息数が減少しています。EU、米国、中国がおもな輸出先で、生体の取引が稀だった90年代と比べ取引数が増加しています。

#### ◎ ダダガスカル産カエル

ダダガスカルの野生のカエルはペット貿易で人気が高いと言われています。CoP17ではトマトガエルの仲間3種とヒメアマガエルの仲間3種が附属書IIに掲載されました。どれも生息域が限られ、水質汚染など生息環境の悪化により生息数が減少しています。アカトマトガエルと呼ばれる赤く丸い姿の種は、1987年から附属書Iに掲載されていましたが、輸出個体数を低く抑えるとしてCoP17で附属書IIに格下げにされました。日本ではこれまで国際取引の規制がなかったサビトマトガエルやヒメトマトガエルが販売されています。



カレハカメレオン

#### ◎ カレハカメレオン

アフリカに生息するカレハカメレオン属、チビカレハカメレオン属全種は附属書IIに掲載されました。カメレオンの仲間のうち、CITESによる規制が行われていなかったグループです。これらは枯れ葉のような姿で体長は数センチと小さく、林床の落ち葉や灌木に生息しています。そしておもにタンザニアからEU、米国にペットとして輸出されています。

例えばタンザニアの*Rhampholeon acuminatus*の場合、生息域はわずか45平方キロメートルで、そのうち適切な生息域は28平方キロメートルしかありません。その森は自然保護区になっていますが、林床での農業が違法に行われ、ペット目的の採取も脅威になっています。

#### ◎ ミミナシオオトカゲ

ボルネオ島の一部に生息するミミナシオオトカゲは、過去30年商取引の記録がありませんでしたが、2013年から国際取引が急増しました。ボルネオから爬虫類を大量に密輸出しているグループが知られ、2つのグループは過去に有罪判決を受けています。ミミナシオオトカゲは間市場において7500~9000米ドル(90万円ほど)で取引していました。そして生息国のインドネシアもマレーシアも合法輸出をしていないのに日本で売られています。マレーシア政府がCoP17に提出した附属書I掲載の提案の中には、静岡県内の動物園でミミナシオオトカゲの人工繁殖が

成功した件に触れ、来歴が疑わしいと述べています。ミミナシオオトカゲは生息や生息状況の調査が不十分でIUCNのレッドリストの評価もまだ行われていません。CoP17ではインドネシア政府とそれをサポートする日本政府、韓国政府が附属書Iに掲載する生物学的基準を満たしていないと主張したため、附属書IIに掲載して輸出割り当てをゼロにすることに決まりました。日本では附属書IIの種は種の保存法の対象となりらず、国内取引の規制がありません。

#### ◎ アオマルメヤモリ

タンザニアのアオマルメヤモリは、全身がターコイズブルーのヤモリです。CoP17で附属書Iに掲載されました。限られた地域にしか生息しておらず、生息地の一つキンポサ森林保護区では、ペット貿易が始まった2004年から2009年の5年間に生息数の3分の1が失われてしまいました。そこは森林保護区であるにもかかわらず、違法伐採や農地への転換により生息地が断片化しています。税関から未成熟個体は他の種と区別がつきにくいとの報告があり、写真による識別ガイドが作られています。

#### ◎ サイケデリックロックゲッコー

ベトナムの小さな島に生息するサイケデリックロックゲッコー(英名)は附属書Iに掲載されました。頭部は黄緑色体は水色、脚先と尾はオレンジ色とカラフルなヤモリです。生息域はたったの6平方キロメートル、生息数は507~732個体です。レッドリストの評価がされる前に絶滅するおそれがあります。

生物は、長い進化の歴史の結果としてその地域で生息しています。珍しい生き物を自宅の飼育ケースに入れたい気持ちが、進化の歴史もそして未来も失うことにつながってしまうのです。

出典 : CITES CoP17 proposals for amendment of Appendices I and II  
IUCN Redlist

#### JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長: 安藤元一(ヤマザキ学園大学教授) 副会長: 小川潔(東京学芸大学名誉教授) 森川純(船橋学園大学名誉教授)  
事務局長: 鈴木希理恵 理事: 永石文明(株エコロジーバ) 並木美砂子(帝京科学大学教授) 西原智昭(WCSコンゴ) 古沢広祐(国学院大学教授)

山根樹一(東京大学経営) 監事: 研田厚子(女子栄養大学教授) 顧問: 岩田好宏(元・中学高校教諭)

〒180-0022

東京都武蔵野市境1-11-19 モウタPT102

Tel&Fax: 0422-54-4885

E-mail: info@jwcs.org http://www.jwcs.org

[会員・寄付のご送金先]
郵便振替 00160-9-715145
加入者名 野生生物保全論研究会
正会員年額 5000円

表紙: ハチドリ

JWCS通信 2016年度通巻79号  
2016年12月発行  
発行人 = 安藤元一  
編集 = 鈴木希理恵  
デザイン = 土肥優子

